

最高裁秘書第292号

令和7年2月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

1月7日付け（同月8日受付、第060401号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

「知の承継」に役立つとしてポータルサイトにおいて共有されているコンテンツ（「令和7年1月の最高裁判所長官の新年のことば」参照）の名前を取りまとめた文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）